

事 務 連 絡

平成28年7月29日

高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

一般社団法人全国特定施設事業者協議会 御中

一般社団法人サービス付き高齢者向け住宅協会

一般社団法人高齢者住宅推進機構

厚生労働省老健局高齢者支援課

平成28年熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示について

標記について、平成28年熊本地震への対応に関して、別添のとおり各都道府県主管部（局）宛に事務連絡を発出したしました。

貴会におかれては、同内容について、貴会会員にご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
平成28年7月25日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成28年熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示について

標記災害の被災に伴い、被保険者証及び負担割合証（以下「被保険者証等」という。）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護サービス事業所等に提示できない場合には、「平成28年（2016年）熊本地震の被災者に係る被保険者証の提示等について」（平成28年4月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡）において、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示したときと同様のサービスを受けられる取扱いとしてきたところですが、今般、各市町村において、被保険者証等の再交付が随時行われていることを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

記

- 1 平成28年10月1日以降は、介護サービス事業所等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとすること。
- 2 このため、各介護サービス事業所等においては、被保険者証等を消失した者等に対し、速やかに加入している介護保険の保険者市町村に連絡し、被保険者証等の再交付を受けるよう周知を図られたい。
- 3 各介護サービス事業所等においては、被災により被保険者証等を消失あるいは家屋に残したまま避難している者が、10月1日以降も被保険者証等を提示せずに介護サービスを利用しようとした場合には、その氏名・住所・生年月日・負担割合（後日、介護報酬の請求に必要な事項について問い合わせができるよう、必ず利用者の連絡先を確認しておくこと。）の申告を受けた上でサービスを利用できることとする。その場合、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、被保険者番号等を必ず当該介護サービス事業所等に連絡するよう伝えること。

保険証や現金がなくても



平成28年7月

医療機関等を受診できます

○ 次の要件のうち①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いがいったん猶予され、受診した際に支払いを求められることはありません。

- [要件] ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者の詳細
はこちらのQRコード
でご確認下さい



※ 対象者は次の医療保険・介護保険に加入されている方です。

- ・ 熊本県内の全ての市町村の国民健康保険・介護保険
- ・ 熊本県後期高齢者医療
- ・ 協会けんぽ、一部の健保組合

※ 保険証なしでも医療機関等を受診・介護サービスを利用できます。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診された場合にも支払いを求められることはありません。

○ さらに、熊本県内の全ての市町村国保、後期高齢者医療、協会けんぽ、熊本県内の全ての市町村の介護保険に加入している方などは、猶予された窓口負担は免除されます。

※ この免除を受けるためには、上記の要件に該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

○ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

○ この窓口での取扱いは平成28年9月末までです。

※ 平成28年10月以降、猶予（免除）を受けるためには、①保険証と②猶予（免除）証明書を医療機関等の窓口で提示する必要があります。

猶予（免除）証明書は、あらかじめご加入の各保険者に申請を行うことで交付されますので、お手続きをお願いいたします。

○ **窓口負担の取扱いや猶予（免除）証明書の交付について、ご不明な点がありましたら、ご加入の各保険者にお問い合わせください。**

熊本地震で被災された方について、平成28年10月1日から介護サービスに係る窓口での取扱いが変わります。

1. 被保険者証の確認が必要となります

現在、被災により、利用者さんが被保険者証・負担割合証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも氏名、生年月日、住所、負担割合(1割又は2割)を確認し、介護サービスとして取り扱うこととなっていますが、平成28年10月1日からは、介護サービスとして取り扱う際には、被保険者証等の確認が必要となります。

2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、熊本県内の市町村が発行する猶予・免除証明書の確認が必要となります(9月末までは証明書がなくても窓口での利用料を受け取る必要はありません)

現在、以下の(1)(2)の両方に該当する利用者さんからは、窓口で利用料を受け取る必要はありませんが、平成28年10月1日から熊本県内の市町村が発行する利用料の免除証明書を確認する必要があります。(熊本県外の介護サービス事業所においても同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 熊本県全域の市町村の介護保険に加入されている方

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

免除証明書発行に関しては、各市町村へ問い合わせいただくよう周知ください。